

## アクトワンリーガルレポート vol. 93 (22L27・2022/7/1)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)  
弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

**テー マ** : 2024 年問題について

### **時間外労働の上限規制**

- ① 労基法 36 条 1 項は、「使用者は・・・書面による協定をし・・・これを行政官庁に届け出た場合においては・・・労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」と定める。同項に定める「書面による協定」がいわゆる 36 (サブローク) 協定である。因みに、10 人以上の被用者のいる事業所は、就労規則の届出義務を負うが（同法 89 条）、就労規則に 36 協定の内容を書き込むやり方が相当数を占めている。
- ② 36 協定に関しては平成 31 年の労基法改正の際に時間外労働の上限が定められ、特別の事情がない限り月 45 時間、年間 360 時間が上限とされている（同法 36 条 4 項）。なお、同法 32 条に定める法定労働時間は、1 日 8 時間、週 40 時間以内とされている。

### **2024 年問題とは？**

- (1) 上記の労基法改正による残業時間の上限規制については、経過措置があり、中小企業については 1 年猶予された後 2020 年から適用されており、①建設業、②自動車の運転、③医師、④沖縄における精糖事業の 4 業種については、5 年間上限規制の適用が猶予され、2024 年から時間外労働の上限制限が適用されることになる。
- (2) 特に、トラックを中心とする自動車運転手については、現状、年間 960 時間が時間外労働の上限とされているが、平均でも年間 400 時間以上の時間外労働が常態化している。かつ、運転手の給与については、こういった長時間の時間外労働を前提として、給与体系が構築されていると言われている。
- (3) したがって、2024 年に時間外労働時間の上限規制の経過措置が撤廃されると、運転手の実質賃金が大幅に上昇し、又はトラック運転手のなり手が不足して、物流コストの急激な増大を招くのではないかとの指摘がある。このような、特に物流業界を中心とした労働コストの増大懸念が 2024 年問題と言われている。

### **実務上の留意点**

現在、従来から指摘されている人手不足とともに、コロナ禍、ウクライナ紛争、円安などによる物価上昇が急速に進行している。他方で、SDGs による労働問題への対応は急務であり、さらに、2024 年以降、現在適用除外となっている上記 4 業種について時間外労働の上限規制が実施されると、実質賃金が上昇することは不可避である。したがって、2024 年以降物流コストなどが増大することはほぼ確実な情勢であり、現時点から、その対応策を検討しておく必要がある。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願ひいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol94 は、「任意人事委員会」(22C36) の予定(2022/9 発行予定)としております。以上